

東京高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 不当利得返還請求控訴事件

国側当事者・国

平成20年9月3日棄却・確定

判 示 事 項

- (1) 各修正申告書は偽造されたものであり、仮に、当該修正申告書の原告会社代表者の署名押印が真正なもので原告会社により修正申告がされたと認められるとしても、その修正申告は、課税庁係官から「納付した税金は返す。」などの虚偽の説明を受けるなどして、錯誤に陥ったものであって無効であるとの原告会社の主張が、認定した事実によれば、各修正申告書による申告は、原告会社代表者及び実質的に経営の実権を握っていた者兩名の意思に基づいてされたものであって、両者のいずれをとっても、課税庁係官から「納付した税金は返還する。」旨の説明を受けた事実や、その旨錯誤に陥っていた事実は認めがたいとして排斥された事例(原審判決引用)
- (2) 申告書記載内容の錯誤を主張することが許される場合(原審判決引用)
- (3) 修正申告の内容は課税庁係官の誤った懲憑によりされたものであり、本件には国税通則法の定めた方法以外にその是正を許さないならば、納税義務者の利益を著しく害すると認められる特段の事情がある場合に当たるとの原告会社の主張が、原告会社代表者らは、課税庁係官が懲憑する修正申告の内容に疑問があればこれを問いただすことが可能であって、更なる修正を求める余地もあつたと考えられ、また、そもそも申告納税制度の趣旨にかんがみれば、税務調査等を通じて調査官等が申告を懲憑する場合でも、課税標準等の基礎となる事実関係につき調査官等においてどこまで把握できているか、その程度は事案ごとに異なるものといわざるを得ないこと、他方で、懲憑した税額及びその前提となる所得金額については、原告会社代表者らが課税庁係官から説明を受け、その金額に基づいて修正申告書を作成・提出することを了解していたこと等の事情を総合すれば、本件において、課税庁係官の懲憑した税額の計算過程において、「預け金」の処理に誤りがあつたことが発端となつて、法人税修正申告書の申告税額が過大なものとなっている可能性があるとしても、そのことから直ちに、国税通則法の定めた方法以外に申告の是正を許さなければ、納税義務者の利益を著しく害すると認められる特段の事情があるとはいえないとして排斥された事例(原審判決引用)

判 決 要 旨

- (1) 省略
- (2) 申告納税制度を採用している法人税等について、国税通則法が申告書記載事項の過誤の是正につき特別の規定を設けているのは、法人税等の課税標準等の決定については最もその間の事情に通じている納税義務者自身の申告に基づくものとし、その過誤の是正は法律が特に認めた場合に限る建前とすることが、租税債務を可及的速やかに確定させなければならない国家財政上の要請に応ずるものであり、納税義務者に対しても過当な不利益を強いるおそれがないと認めたからにはほかならない。したがって、修正申告によるものも含めて申告書の記載内容の過誤の是正については、その錯誤が客観的に明白かつ重大であつて、国税通則法の定めた方法以外にその是正を許さないならば、納税義務者の利益を著しく害すると認められる特段の事情がある場合には、法定の方法によらないで記載内容の錯誤を主張することが許される余地もあるものである(最高裁判所昭和39年10月22日第1小法廷判決・民集18巻1762頁参照)。

(3) 省略

(第一審・東京地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号、平成20年2月28日判決、本資料258号-49・順号10907)

| 判 | 決 |
|-----------|-------|
| 控訴人 | A株式会社 |
| 同代表者代表取締役 | 甲 |
| 同訴訟代理人弁護士 | 阪本 政敬 |
| 同 | 中川 美佐 |
| 同 | 岸田 光弘 |
| 被控訴人 | 国 |
| 同代表者法務大臣 | 保岡 興治 |
| 同指定代表人 | 吉田 俊介 |
| 同 | 松井 運仁 |

主 文
本件控訴を棄却する。
控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、2億9214万3400円及びこれに対する平成17年10月28日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件事案の概要は、原判決の「事実及び理由」中「第2 事案の概要」に記載のとおりであるから、これを引用する。

第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、控訴人の本件請求は理由がないものと判断する。

【判示(1) ~ (3)】 その理由は、次のとおり補正するほかは、原判決の「事実及び理由」中「第3 争点に対する判断」に記載のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 原判決14頁2行目の次に行を改めて次のように加える。

「なお、控訴人は、乙は、少なくとも法人税の修正申告書様の書類1通に署名押印したことは記憶していたが、本件訴訟の途中で法人税の修正申告書4通及び消費税等の修正申告書4通が作成されたはずであるという事実を知って初めて偽造の可能性に思い至ったのであるから、偽造されたと主張を改めたことは信用性を減殺するものではないし、上記のとおり会話が録音された平成14年1月の時点で偽造を疑っていなかったのであるから、その会話に偽造の話題が出てこないのは当然のことである旨主張する。しかし、控訴人は、調査官が、今日サインしなければ査察や更正をもっていく、などの脅迫的言辞や税金を返す約束までして控訴人に申告を迫

った旨主張していることを前提とすれば、甲及び乙は、平成12年12月の時点で、修正申告書に署名押印して提出することがその内容どおりの修正申告をする意思表示となるものであり、それによって納税額が増加する結果をもたらすことを十分に理解していたと認められるのであるから、仮に乙が修正申告書に署名押印したことが全くなかったとすれば、同月26日付けの本件増額更正処分の時点あるいは上記のとおり会話が録音された平成14年1月の時点で、控訴人が修正申告をしたと扱われること自体に異議を唱えるはずであり、控訴人名義の修正申告書が偽造されたと抗議するはずであるが、乙らは上記会話の際にそのような異議を唱えておらず、本件訴訟の途中で初めて偽造の可能性に思い至り、甲3及び乙7の控訴人代表者の署名押印が偽造されたと主張を改めた（原審における控訴人の平成19年4月9日付け準備書面(9)）というのは不合理というほかないのであって、控訴人の主張は到底採用することができない。」

- (2) 原判決14頁末行から15頁1行目にかけての「前記ア掲記の「鑑定書」等についても」から3行目末尾までを次のように改める。

「筆跡鑑定書(甲35)では、鑑定資料第A号(原審における控訴人の平成18年7月11日付け上申書によれば甲・33の1)の代表者名の筆跡と対照資料第1～3号(上記上申書によれば同第3号は甲3)の代表者名の筆跡との相違点ばかりを強調し、対照資料第1～3号を同一人の筆跡として、「対照筆跡の「運筆特徴」(独自性＝希少性の共通点)とA号とは、典型的に「相違」している」などと判定しており、他方、鑑定書(甲48の1)では、鑑定資料1(乙7)、同2(乙8)、同3(原審における控訴人の平成19年4月9日付け証拠説明書及び甲48の2の別紙16との対照によれば、甲33の2と考えられる。)、同4(甲3)及び同5～7(同5は本件事業年度の翌事業年度分の、同6は本件事業年度分の、同7は同5の翌事業年度分の各法人税確定申告書)の各代表者名の筆跡の相似点と相違点が列挙され、例えば各「」の字の第2画右上部分について鑑定資料5と同1及び4が似ており、鑑定資料6と同2及び3が似ているとした上で、「①・④は、⑤に重ね、敷衍して書いた可能性が極めて高い」「敷衍を思わせる酷似がある」などとして、鑑定資料1～4と同5～7が異なる人の筆跡であると判定しているものであって、そのような判定を導くに至る科学的に合理性のある説明がされているものとはいえない。そして、前記(ア)ないし(ウ)に説示のとおり、控訴人が本件訴訟において甲3及び乙7の控訴人代表者の署名押印が偽造されたと主張を改め、録音された会話において偽造の点等を述べていないというのは不合理であることを併せ考慮すれば、上記筆跡鑑定書及び鑑定書記載の鑑定意見を採用することはできない。」

- (3) 原判決16頁5行目の「解する余地がないとはいえず」から6行目末尾までを「解されるので、上記特段の事情の有無について検討する。」に改める。

- 2 以上によれば、控訴人の本件請求は理由がないから棄却すべきであり、これと同旨の原判決は相当である。

よって、本件控訴は理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

裁判長裁判官 石川 善則
裁判官 菊池 洋一
裁判官 徳増 誠一